

使用上の注意

1. 地域の教育の充実を図る事を目的として設置されています。使用内容によっては施設をお貸しできない場合がありますので、申請時にご確認下さい。
2. 教育センター施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する場合は、事前に使用許可を受けなければなりません。（持ち込み機器がある場合も要申請）また、使用内容や付属備品の使用に変更がある場合も、事前にご連絡下さい。
3. 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その使用許可を他人に譲渡したり転貸する事はできません。
4. 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を納期限までに納付しないとき。
 - (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの管理上特に必要があると認めるとき。
5. 教育センターを利用しようする場合、原則使用料を前払いで頂きます。また、使用者の都合による既納の使用料の還付は、行いません。
6. 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去して下さい。利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とします。また利用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要した費用を、利用者にご負担頂きます。
7. 詐欺その他の不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その使用料の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）の過料が科されますので、ご注意下さい。